

川崎市告示第346号

自転車競技法（昭和23年8月1日号外法律第209号）第3条の規定に基づき、川崎競輪場における車券及び入場券の発売に伴う代金の収納事務を私人に委託したので、次のとおり告示します。

令和8年6月4日

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

川崎市川崎区東田町8番地パレール川崎3階
トータリゼータエンジニアリング株式会社川崎事業所
川崎事業所長 石川 和広

2 委託事務

- （1）本場開催の車券及び入場券の発売に伴う代金の収納事務
- （2）受託場外開催の入場券の発売に伴う代金の収納事務

3 指定日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで